

すいたし しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう 吹田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(もくてき
(目的)

だい じょう ようりょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

へいせい ねんほうりつだい ごう いか ほう だい じょうだい こう きてい
(平成25年法律第65号。以下「法」という。) 第10条第1項の規定に

もと しおうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほん ほうしん へいせい
基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成

ねん がつ にちかくぎけつてい そく ほうだい じょう きてい じこう かん ほんし
27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、本市

しょくいん きょうしょくいん かいいけい ねんど にんようしょくいん ふく いか しょくいん てきせつ
職員(教職員、会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)が適切

たいおう ひつよう じこう さだ
に対応するために必要な事項を定めるものとする。

ふとう さべつてき とりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ む また じぎょう おこな
第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行う

あ しょう しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう
に当たり、障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい

を含む。)その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。)を理由として、

しょう しゃ しょう およ しやかいできしようへき けいぞくべき にちじょうせいかつまた しやかいせいかつ
障がい者(障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活

そうとう せいげん う じょうたい い か おなじ もの ふとう さべつてき
に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的

とりあつか しょくいん しゃ けんりえき しんがい
取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これ

あ しょくいん べっし さだ りゅういじこう りゅうい
に当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行う

に当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思

の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障

がい者の権利利益を侵害することとなるないよう、当該障がい者の性別、

年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要か

つ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならな

い。これに当たり、職員は、別紙の留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長級以上の者（市立小学校及び中学校にあっては

校長、市立保育所及び幼稚園にあっては園長、市立図書館にあっては館長

とする。以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由

とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならな

い。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に

関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の

解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、

くじょう もうしでどう ばあい じんそく じょうきょう かくにん
苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的

はいりょ ていきょう てきせつ おこな しどう
配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速
かつ適切に対処しなければならない。

しょくいん せきむ
(職員の責務)

だい じょう しょくいん ようりょう ぎょうむじょう お よ ふくむじょう ししん しょくむ すいこう
第5条 職員は、この要領を業務上及び服務上の指針とし、職務を遂行す
るに当たり、別紙に定める留意事項に留意した上で、障がい者に対し、不当
な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供をしてはならない。

ちょうかいしょぶんとう
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょう しや たい ふとう さべつてき とりあつか また かじゅう ふたん
第6条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担
がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によって
は、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等
に付されることがある。

そだんたいせい せいび
(相談体制の整備)

だい じょう しょくいん しょう りゅう さべつ かん しやおよ
第7条 職員による、障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその

家族その他の関係者(以下「障がい者等」という。)からの相談等に的確に対応

するため、別表のとおり各部局に相談窓口を置くものとする。

2 障がい者等からの相談が当該事務事業を所管する室課にあったとき、又は

関係機関若しくは既存の相談窓口にあったときは、それぞれ別紙の留意事項

に定める対応を行うものとする。

3 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人と

コミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意し

て対応するものとする。

4 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、福祉部障がい福祉室に集約し、

相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の

相談等において活用することとする。

5 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第8条 本市において、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、

職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に

かん きほんてき じこう りかい あら かんとくしゃ
関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となつ

しょくいん たい しよう りゆう さべつ かいしようとう かん もと
た職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる

やくわり りかい けんしゅう じっし
役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 前項の内容、回数等の詳細は、研修所管室長が定める。

4 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に
たいおう べっし りゆういじこうとう いしき けいはつ はか
対応するために別紙の留意事項等により、意識の啓発を図る。

ふそく 附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち しこう
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

ふそく 附 則

ようりょう れいわ ねん がつ にち しこう
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

ふそく 附 則

ようりょう れいわ ねん がつ にち しこう
この要領は、令和3年5月10日から施行する。

べっぴょう 別表

そうmuぶそうmuしつ 総務部総務室
ぎょうせいけいえいぶきかくざいせいしつ 行政経営部企画財政室
ぜいむぶしみんぜいか 税務部市民税課
しみんぶしみんそうmuしつ 市民部市民総務室

としみりょくぶちいきいざいしんこうしつ 都市魅力部地域経済振興室
じどうぶこそだてせいさくしつ 児童部子育て政策室
ふくしぶふくしそうむしつ 福祉部福祉総務室
けんこういりょうぶけんこうしつ 健康医療部健康まちづくり室
かんきょうぶかんきょうせいさくしつ 環境部環境政策室
としけいかくぶとしけいかくしつ 都市計画部都市計画室
どぼくぶそうむこうつうしつ 土木部総務交通室
げすいどうぶけいえいしつ 下水道部経営室
かいいけいしつ 会計室
しょうぼうほんぶそうむよぼうしつ 消防本部総務予防室
すいどうぶそうむしつ 水道部総務室
ぎかいじむきょく 議会事務局
きょういくいいんかいじむきょくがっこうきょういくぶきょういくそうむしつ 教育委員会事務局学校教育部教育総務室
きょういくいいんかいじむきょくちいききょういくぶ 教育委員会事務局地域教育部まなびの支援課
せんきょかんりいいんかいじむきょく 選挙管理委員会事務局
こうへいいいいんかいじむきょく 公平委員会事務局
かんさいいいんじむきょく 監査委員会事務局
のうぎょういいんかいじむきょく 農業委員会事務局

こていしさんひょうかしんさいいんかいじむきょく
固定資産評価審査委員会事務局